

# 野田市立清水保育所指定管理者の指定について

## 1 選定理由

野田市立清水保育所の指定管理者の選定に当たっては、1 団体から応募があり、具体的な提案をいただいた。野田市立保育所指定管理者候補者選定委員会において、応募者から提出を受けた事業計画書等の申請書類について、「利用者の平等利用を確保するものであること」、「施設の効用（設置目的）を最大限に発揮させるものであること」、「衛生管理が適切であること」、「給食（おやつ）の提供が適切であること」、「児童の健康管理が適切であること」、「児童虐待問題への対応が適切であること」、「地域との関わり方が適切であること」、「個人情報適切な保護が図られていること」、「緊急時の危機管理体制が確立されていること」、「現金の取扱い等の経理処理が適切に行われていること」、「管理経費の縮減が図られるものであること」、「地元住民の雇用、物品及び役務の調達に際し、地元業者へ配慮すること」、「事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること」、「業務の引継ぎが適切に行われること」の選定基準に基づく総合的な評価を行った結果、各評価項目に対する選定委員の採点で合格最低基準を満たしており、指定管理者候補者とするに相当であると評価された「株式会社こどもの森」を指定管理者候補者として選定した。

## 2 評価結果

### ◇第 1 次審査

選定基準	評価項目	配点 (適格要件)	指定管理者
			株式会社こどもの森
応募資格を有していること。	・個人ではなく、法人その他の団体であること。	適格要件	○
	・市税、法人税、消費税等を滞納していない団体であること。		○
	・地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により野田市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。		○
	・地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。		○
	・会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続を行っていないこと。		○
	・暴力団又はその構成員の統制の下にない団体であること。		○
	・市議会議員が、代表者その他の役員である団体（社会福祉法人野田市社会福祉協議会及び自治会等の地域団体を除く。）でないこと。		○
	・市長又は副市長が代表者その他の役員である団体（野田市が資本金その他これに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している団体を除く。）でないこと。		○
	・認可保育所を運営、受託している法人又はその他団体（幼稚園、認定こども園、幼稚園類似施設又は認可外保育施設を運営する事業者）であり、運営実績が 1 年以上あること。		○
	・児童福祉法等の法令違反の実績がないこと（保育所指導監査等で指摘を受けたが軽微な場合、又は既に改善している場合は法令違反に当たらない。）。		○
	・野田市公契約条例に定める事項を遵守すること。		○
	・野田市情報セキュリティポリシーの本旨に従い、情報セキュリティ特記事項に定める事項を遵守すること。		○

◇第2次審査

選定基準	評価項目	配点 (適格要件)	評 価
			株式会社こどもの森
利用者の平等利用を確保するものであること。	・ 利用者の平等な利用が図られる内容となっているか。(障がい児保育等)	適格要件	○
施設の効用(設置目的)を最大限に発揮させるものであること。	・ 施設の設置目的を理解した内容となっているか。	5	3.6
	・ 施設の利用促進(利用者増)のための適切な方策等を講じているか。	5	3.2
	・ 利用者のニーズを把握し、サービス向上(サービスの質の確保)のための適切な方策等が講じられているか。	5	3.4
	・ 午後6時以降の時間外保育について、児童に配慮した内容となっているか。	5	3.6
	・ 保育内容についての客観的な評価を行い、保護者や地域に情報提供するなど保育所の組織性や職員の意識を高め、保育の質の向上につなげるための積極的な方策が講じられているか。	5	3.4
衛生管理が適切であること。	・ 衛生管理(食品を除く)のための適切な方策が講じられているか。	5	3.6
	・ 食品の衛生管理のための適切な方策が講じられているか。	5	3.6
給食(おやつ)の提供が適切であること。	・ 給食(おやつ)の提供に当たり、栄養管理や食材の選択のための適切な方策が講じられているか。	5	3.6
児童の健康管理が適切であること。	・ 医療機関等との連携を含めて、児童の健康管理のための適切な方策が講じられているか。	5	3.0
児童虐待問題への対応が適切であること。	・ 児童虐待の兆候発見時の対応等のための適切な方策が講じられているか。	5	3.4
地域との関わり方が適切であること。	・ 地域との関わり方(園庭開放等)に対する適切な方策が講じられているか。	5	3.6
個人情報の適切な保護が図られていること。	・ 個人情報の適切な保護のための具体的な方策が講じられているか。	適格要件	○
緊急時の危機管理体制が確立されていること。	・ 防犯対策は講じられているか。	5	3.0
	・ 防災対策は講じられているか。	5	3.2
	・ 安全対策は講じられているか。	5	3.4
	・ 児童が病気やけがをした場合の対策は講じられているか。	5	3.4
	・ 苦情解決の仕組みへの取組みが講じられているか。	5	3.8
現金の取扱い等の経理処理が適切に行われていること。	・ 現金の取扱い等の経理処理が適切に行われるための具体的な方策が講じられているか。	5	3.0
管理経費の縮減が図られるものであること。	・ 管理経費縮減のための具体的な方策を講じているか。	5	3.2

地元住民の雇用、物品及び役務の調達に際し、地元業者へ配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元住民の雇用が計画されているか。</li> <li>・ 物品及び役務の調達に際して、地元業者への発注が配慮されているか。</li> </ul>	5	3.0
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所業務について、同種（類似）業務の実績は妥当であり、施設管理に関する知識を有しているか。</li> </ul>	10	7.2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有しているか。</li> </ul>	5	3.8
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育士の構成（配置）、職員の保有する資格、職員の経験年数、職員に求める資質等が妥当なものとなっているか。</li> </ul>	10	8.4
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育士以外の職員構成（職員配置）、職員の保有する資格、職員の経験年数、職員に求める資質等が妥当なものとなっているか。</li> </ul>	5	3.6
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の指揮監督及び管理体制が妥当なものとなっているか。</li> </ul>	5	3.4
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材育成（研修）の方策等は妥当なものとなっているか。</li> </ul>	5	3.6
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営する施設における諸規程が整備されているか。</li> </ul>	5	3.4
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理に関する業務の全部を第三者に委託することなく、妥当なものとなっているか。</li> </ul>	適格要件	○
業務の引継ぎが適切に行われること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の引継ぎを受ける場合について、児童に配慮した方策等が講じられているか。（現指定管理者が応募した場合は引継ぎをする業務とする。）</li> </ul>	10	6.4
合 計		5点×24項目 10点×3項目 計150点満点 (100点満点換算)	103.8 (69.2)

※各評価項目の点数は候補者選定委員会委員5人の平均点

### 3 選定経過

募集要項の配布期間	平成30年11月15日（木）～平成30年12月14日（金）
現場説明	平成30年11月26日（月）
応募書類の受付	平成30年12月11日（火）～平成30年12月14日（金）
候補者選定委員会 〔プレゼンテーション、質疑及び審査、 審議及び候補者の選定〕	平成31年1月25日（金）
候補者選定通知	平成31年2月8日（金）
野田市議会議決	平成31年3月26日（火）
指定通知	平成31年3月29日（金）